

STEP UP

No. 8 平成30年12月21日発行

◆◆「働きたい！応援団ぎふ」の取組◆◆

「働きたい！応援団ぎふ」

登録制度とは？

岐阜県教育委員会が、特別支援学校生の就労を支援するため、企業に職場見学や就業体験、雇用等に協力していただく制度です。

地域で働き、地域に貢献することができる人材を育成するため、学校と企業が一緒になって職業教育・就労支援を進めています。

サポート内容

働くことへの第一歩

- 職場見学・・・生徒、教員を対象とした職場見学・業務内容の説明

職業適性を確かめる

- 就業体験・・・主に第1・2学年を対象に1・2週間程度の実習

就労実践力を高める

- 企業内作業実習・・・主に第1・第2学年を対象に1・2か月程度の長期間継続する作業学習

働くための基礎を培う

- 校内作業学習の技術指導・・・生徒、教員を対象とした専門的技術の指導

即戦力を育成する

- 就労推進・・・主に第3学年を対象に雇用直結型職場実習の実施・雇用

上記の内容を特別支援学校と企業が連携して行っています。当校高等部の生徒もサポーター企業で毎年実習をしたり、雇用されたりしています。

岐阜県内で現在登録されている企業

853社

【平成30年11月30日現在】

※詳しくは県ホームページ

http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/kennai-gakko/tokubetsu-shien/17783/index_26543.html

より「働きたい！応援団ぎふ」をご覧ください。

◆◆ 進路講話 ◆◆

1 2月6日（木）第6校時から、当校卒業生の野中麻里さんを講師に招いて、「進路講話」を行いました。野中さんは高等部卒業後、就労継続支援A型事業所「夢街道」に就労した後、現在はエムユービジネスエイド株式会社に勤務されています。事前に当校生徒の質問をとりまとめて渡してあり、それに沿って、学校生活で学んだことや、現在の自分の生活や勤務先での仕事内容について、仕事をするうえで大切なことなど、自らの経験から参考になることを話していただきました。

最後に生徒へ「社会に出るとわがままは通用しません。自分に厳しく、人にはやさしくしてください。いろいろな経験が自分を成長させてくれるので、積極的に外に出るとよいです。」と伝えられました。生徒は先輩の頑張っている様子を知ることができ、今後の自分たちの将来を考える参考になったようです。

◆3年生の3学期の進路の取組 「個別の移行支援会議」等について◆

2学期も終わり、3学期には、3年生にとって進路決定に向けた最後の取組がいよいよ始まります。それが、「個別の移行支援会議」です。内定をいただいた進路先の企業・事業所・施設の担当者の方と支援関係事業所（障がい者就労・生活支援センターや相談支援事業所等）、保護者、本人、学校関係者（主に担任）、必要に応じて市町の関係機関担当者の方を交えて会議を行います。

進路決定までの取組や、卒業後の施設利用の仕方、4月までにやっておかなければならないこと、保護者や本人の要望等を出し合い、卒業後の生活へスムーズに移っていけるよう意見交換、情報共有をしていく場となります。

複数の事業所を利用される予定の生徒の支援会議は、すべての事業所が揃って話し合う数少ない場となります。必要な事項に関して遠慮をせず、要望や希望されることを具体的に話し合ってもらうことが重要です。

福祉サービス事業所利用予定の生徒の会議は、主に学校で行います。授業参観や給食の様子等を参観してもらう場合もあります。

進学や企業への就職をする生徒の会議は、進路先での会議が基本となります。

会議の資料として、学校で作成している「個別の教育支援計画」が提示されます。12月の懇談等の場で、担任から説明があったと思いますが、保護者の方のご理解がないと提供できませんのでよろしくお願いいたします。

「個別の教育支援計画」は移行支援会議終了後に加筆され、進路先や相談事業所等に情報提供していく予定です。担任から保護者の方へ、改めて書類の確認と、資料提供同意の署名と押印をご依頼しますのでよろしくお願いいたします（卒業式当日に確認、署名、押印をしていただくことになると思いますので、印鑑をお持ちください）。

福祉サービス事業所を利用する予定の生徒は、移行支援会議終了後に、相談事業所での計画の作成、受給者証の交付、利用事業所との契約が行われます。それについての市町の関係機関や相談事業所との連絡を忘れないように行ってください。